

虐待事案の告発等の活動、動物愛護法令に関する啓発活動

特定非営利活動法人どうぶつ弁護団

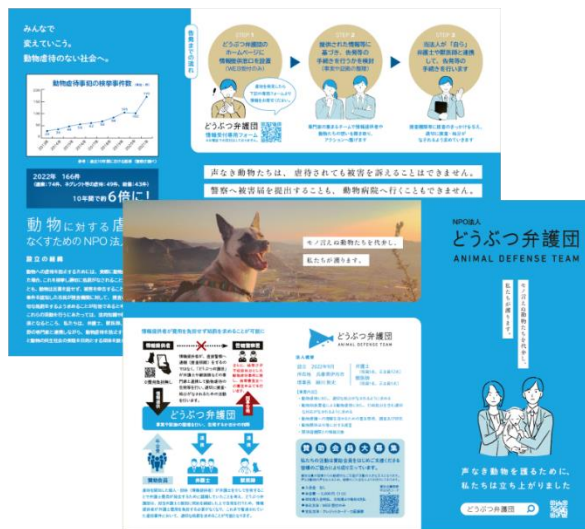
特定非営利活動法人どうぶつ弁護団は、兵庫県弁護士会所属の弁護士有志及び神戸市獣医師会所属の獣医師有志が中心となって発足したNPO法人であり、動物愛護管理法に違反する殺傷、虐待、遺棄事件等に関し、警察や検察庁への告発等適切な処分を求めるための活動等を行っています。

【活動背景】

令和元年改正動物愛護管理法により厳罰化が進んだものの、悪質な動物虐待事件は後を絶たず、適切な処分を求めること、動物虐待は重い犯罪であるという普及啓発活動が重要であると考えました。

【活動目的】

動物虐待の疑いのある事案について当法人が刑事告発や検察審査会への申立等することにより、適切に処分されることを目指します。動物虐待の予防によって、動物と人にやさしい社会をつくりたいと考えています。



【助成金の用途・活動結果】

助成金は弁護士費用、人件費、ホームページ維持費、また、財源確保のために、より多くの賛助会員に加入いただくことを目的とした展示用啓発パネルやパンフレット、リーフレット制作に充てられました。23年度は1年間で動物虐待に関する情報提供が221件あり、刑事告発した件数は5件でした。動物愛護法令に関する講演・セミナーに多数登壇し、法人についての活動を認知いただくことができました。



告発事案について初公判傍聴後のインタビュー

【団体からのメッセージ】

この度は助成いただき本当にありがとうございました。設立後間もない当法人にとって大変心強く、各事業を遂行することができました。日本の動物福祉の向上のため、今後も当法人は告発等の事業や普及啓発活動、法制度への提言などの事業に取り組んでまいります。これからもどうぞよろしくお願いたします。